

「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」等のご案内

次の「届出理由」に該当する場合は、「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」等による届出が必要です。

項番	届出理由	提出する届	届出書の入手方法	提出期限
1	新規事業者の指定を受けた場合	障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届	指定年月の初旬に本会から事業所宛てに信書便にてお送りいたします。	指定された月の翌月10日（必着）
2	法人名称、法人所在地、法人代表者が変更になった場合	障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届	東京都福祉財団または区市町村へ変更届をご提出後、必要に応じて本会から法人宛てにお送りいたします。	届出書に同封した事務連絡に記載
3	振込金融機関・口座番号・口座名義を変更する場合	振込金融機関変更届	口座の変更を希望される場合は、本会へ直接お問い合わせください。 本会からお送りいたします。 【TEL】03-6238-0327	変更しようとする支払月の前月20日（必着）

！！注意事項！！

- (1) 提出期限が土・日曜日、祝日に当たる場合は、前営業日までとなります。
- (2) 届出書の提出期限を過ぎますと、支払が遅れる場合がございます。
- (3) 次のような場合は「障害福祉サービス費等の請求及び受領に関する届」と併せて「委任状」をご提出ください。
 - ・「開設者」以外の方が「受領者」となる場合
 - ・「開設者」と異なる法人が「受領者」となる場合

委任状の様式は、本会のホームページ上から、必要に応じてダウンロードしてご利用下さい。

連合会トップページ ⇒ 各種様式ダウンロード集 ⇒ 5.障害福祉事業所等の皆様

URL：https://www.tokyo-kokuhoren.or.jp/download/index.html#welfare_office

【「届出書」に関する問い合わせ先及び提出先】

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋三丁目5番1号 東京区政会館8階

東京都国民健康保険団体連合会
企画事業部 支払担当課 支払担当係

TEL03-6238-0327（ダイヤルイン）